

五泉地域衛生施設組合一般廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例

別表（第 5 条関係）

重量（kg）	燃やすごみ・燃やさないごみ			
	家庭系		事業系	
	一般ごみ	粗大ごみ	一般ごみ	粗大ごみ
0～50	200 円	300 円	500 円	600 円
51～100	500 円	600 円	1,100 円	1,200 円
101～150	750 円	900 円	1,650 円	1,800 円
	以下 50kg 毎に 250 円加算	以下 50kg 毎に 300 円加算	以下 50kg 毎に 550 円加算	以下 50kg 毎に 600 円加算
備 考	注1 有害ごみは、燃やさないごみの粗大ごみ処理手数料を適用する。 注2 処理手数料の額には、消費税及び地方消費税を含むものとする。			